

社会保険労務士稻門会会報

都の西北

第43号

2025年3月25日 発行：社会保険労務士稻門会
発行人：若林正清 編集人：社会保険労務士稻門会 広報委員会

第24回講演と懇親の夕べ 2024年12月21日（土）

第24回「講演と懇親の夕べ」は2024年12月21日（土）、青山学院大学法学部長・法学研究科長 細川良先生を講師にお招きし、ハイブリッド会議形式で、会場参加・リモート参加計約70名の会員の参加のもと開催されました（会場＆発信元：AP東新宿3階Aルーム）。

- 1 開催日：2024年12月21日（土）
- 2 開催場所：AP東新宿 3階（ハイブリッド方式）
- 3 次第：

会員特別講演会(13:15~14:45)

講師/演題① 織田 京子 会員「1号業務、2号業務について日々の実務を通じて感じること」
講師/演題② 河野 千怜 会員「スタートアップでよくある労務相談」

第1部 講演会(15:00~17:00)

講師：青山学院大学 法学部長・法学研究科長
細川 良 先生

演題：「ICTの発展と労働時間法制の課題
—働き方の多様化とつながらない権利の意義」

第2部 懇親会(17:30~19:30)



※ 題字は小林昌尚前名誉会長の筆によるものです。

第1部・講演会は、杉山秀文副会長（東京会）の司会と講師紹介で始まり、若林正清会長（三重会）による開会の辞、杉山副会長による講師紹介のあと、講師である細川良先生に約2時間超にわたり、「ＩＣＴの発展と労働時間法制の課題—働き方の多様化とつながらない権利の意義」というテーマでご講演いただきました。つながらない権利とは、勤務時間外や休日に仕事上のメールや電話への対応を拒否する権利のことと、2016年にフランスで労働法が改正された際に盛り込まれ、世界的に話題になりました。今日的かつ重要なテーマある一方、日本ではこの分野の専門の研究者は細川先生しかおられないのが現況で、その意味でもわれわれにとって貴重な機会でした。先生には限られた時間ながらも深く掘り下げてわかりやすくご講義いただき、われわれにとって資するところが大きい内容でした。ご講演後は、和田泰明副会長（東京会）による閉会の辞をもって第1部講演会を終了しました。講演会終了後に、上田純子副会長（東京会）から他大学社労士会、他士業稻士会等からのご参加の皆さまのご紹介があり、続いて早稲田大学総長室の前野岳洋シニアエキスパートからご挨拶を賜り、最後に集合写真撮影をしました。

杉山秀文副会長（司会）／細川良先生



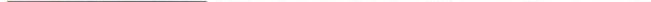
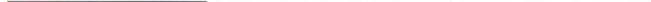
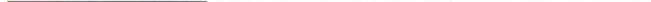
ご講演中の細川良先生



【細川良先生のプロフィール】

2011年 早稲田大学大学院博士後期課程博士研究指導終了退学。労働政策研究・研修機構副主任研究員を経て、2019年より青山学院大学法学部教授。2024年4月より現職。埼玉労働局紛争調整委員。主著に『ファーストステップ労働法』（共著／エイデル研究所2020年）、『解雇ルールと紛争解決・10か国の国際比較』（共著／労働政策研究・研修機構2017年）、「＜ＩＣＴが「労働時間」に突き付ける課題—「つながらない権利」は解決の处方箋となるか？」日本労働研究雑誌709号（2019年）、「在宅テレワークをめぐる法的課題」労働判例1288号（2023年）等がある。

第2部・懇親会は、会場をAP東新宿の別室に移し、上田純子副会長の司会のもと、若林正清会長の開会の辞で始まり、改めて他会からご参加の皆様の紹介があり、代表して長谷川哲也・社会保険労務士三田会会長と大野実・全国社会保険労務士会連合会会長（神奈川大学社労士宮陵会顧問）からご挨拶をいただいた後、初参加の会員の皆さん5名のご紹介があり、その後、村上芳明相談役（東京会）の乾杯の辞に続いて歓談に移りました。引き続き歓談の時を経て、この度大津章敬副会長（愛知会）をはじめ多くの会員が執筆に携わって刊行された『新版 人材開発辞典』（東洋経済新報社）を賞品とするジャンケン大会や、林智子副会長（東京会）の令和6年度社会保険労務士制度功労者厚生労働大臣表彰のご報告があり、最後に木村辰幸幹事長代理（東京会）の指揮のもと全員で校歌を斉唱し、羽鳥智雄副幹事長（東京会）の閉会の辞をもって第2部・懇親は盛況のうちに中締めとなりました。



[上左から] 上田純子副会長（第2部司会）／若林正清会長（開会の辞）／長谷川哲也・社会保険労務士三田会会長／大野実・全国社会保険労務士会連合会会長／村上芳明相談役（乾杯の辞）／林智子副会長（社会保険労務士制度功労者厚生労働大臣表彰挨拶）／木村辰幸幹事長代理（校歌指揮）／羽鳥智雄副幹事長（閉会の辞） [下] 初参加会員のご紹介



2024年度 初の秋・冬クオーターでの「支援講座」が無事終了、2025年度は春・夏クオーターで実施。

2008年より母校・早稲田大学において、社会保険労務士・行政書士・司法書士・税理士の四士業稻門会「稻士会」による大学との提携講座がスタートし（稻士会は現在、中小企業診断士を加えた五士業各稻門会で構成）、講座名は「企業法務概論」でした（正式名称は「労働・社会保障実務概論（早稲田大学校友会提携講座）」）。講座の趣旨は、法律と実務の専門家である各士業の会員が、ゲストスピーカーとして母校の教壇に立ち、企業実務の知識を後輩学生の皆さんに伝授するとともに、それぞれの士業の業務の内容や社会的役割を伝えていくものです。講座は、どの学部の学生でも学年にとらわれずに履修することができる「オープン教育講座」であり、通常の授業と同様に科目登録単位制をとっています。



2008年度の最初の年の講座は、通期全28コマ（内、当会の担当は7コマ）、登録学生枠30名でスタート。翌年度からは、前期と後期に分けて学生を募集し（前後期各15コマ。内、当会の担当は前後期計7コマ）、募集枠は50名に拡大され、さらに後期は100名へと拡大され実施されました。2010年度の講座は、前後期各15コマ、全30コマで、それぞれの募集枠100名で実施されましたが（当会は前後期計8コマを担当）、前後期各220名から300名前後の受講応募者があり、最終的には、前期114名、後期106名で実施されました。2011年度からは、各士業がそれぞれ単独講座を持つことになり、社会保険労務士の担当分野についても「社会保険労務士講座」として前期15コマの講義が行われることになりました（内3コマを講座担当教授であった早稲田大学法学学術院教授・島田陽一先生の門下である細川良先生にご担当いただきました）。2012年度は74名が受講登録しました。2013年度からは、従来の「校友会提携講座」から現在の「校友会支援講座」に呼称変更し、2013年度は94名、2014年度は39名、2015年度は37名、2016年度は18名が受講登録しました。2017年度から、新規導入のクオーター制に沿って、秋クオーターの火曜日・金日の4時限目に15コマの講義が実施され、2017年は44名、2018年は49名、2019年度は34名、2020年度は94名（新型コロナ感染対策上、初のリモート講義となりました）、2021年度は26名、2022年度は27名の学生が受講登録しました。

2023年度からは、大学の1コマの授業時間が90分から100分に変更され、秋クオーターは15コマから14コマとなりました（当講座においては、学術講師分が2コマ、ゲストスピーカー分が12コマ）。それに伴い、改めて以下の趣旨のもとにカリキュラムの見直し・強化を行いました（受講登録者数：19名）。

- ① 採用から退職までの企業の人事労務管理の基本を習得する。
- ② 労働者・社会人として在学中はもとより卒業後においても遭遇する様々な生活危機に対する労働法制・社会保険制度に関する必要な知識を身につけ、法理論の理解と併せてその知識を使えるところにまで高める。
- ③ 社労士業務を知ることで社労士に対する関心を深め、将来の職業の選択肢を増やす採用から退職までの流れを通して企業の人事労務管理の基本を習得する。

2024年度は、講座名を「社会保険労務士と学ぶ働く前に知っておきたいワークルールと人事・労務コンサルタント α β 」と改め、秋・冬クオーターでの実施とし、秋クオーター（ α ）、冬クオーター（ β ）のそれぞれにワークルール的内容と人事・労務コンサルタントの内容を組み込むことで、どちらのクオーターを受講しても講座名に即した完結性を満たすとともに、 α β 両講座を通して受講することで、より一層知識が深まる授業設計とすることにしました。学術講師枠は廃止され、すべて当会会員が自前で講義を受け持つことになりました（受講登録者数： α 86名、 β 89名）。

2025年度の支援講座は講座名を一部修正したうえで、今回初めて春・夏クオーターで実施され、カリキュラムは右ページ上表のとおりとなります。また大学のホームページでシラバスもご覧いただけます。聴講を希望される方や次年度以降のゲストスピーカーを希望される方は、曾布川哲也副会長までご連絡ください。ご連絡をお待ちしております。また、聴講の際には、講義が行われる教室もメールでお問い合わせいただくか、当会ホームページにてご確認ください。

2025年度支援講座 「社会保険労務士と学ぶ働く前に知っておきたい
ワークルールと人事・労務コンサルティング $\alpha \beta$ 」カリキュラム (1講義100分)

通し番号	コース番号	授業日	テーマ	ゲストスピーカー
春 ク オ ー タ ー	1	α 1 4月17日(木)	社会保険労務士と人事・労務コンサルティング	木村 辰幸
	2	α 2 4月24日(木)	ワークルール①総論	笹井 健司
	3	α 3 5月1日(木)	ワークルール②労働契約	河野 千怜
	4	α 4 5月8日(木)	ワークルール③賃金	羽鳥 智雄
	5	α 5 5月15日(木)	ワークルール④労働時間・休日・休暇	渡井 保仁
	6	α 6 5月22日(木)	人事・労務コンサルティング①労働編	市村 剛史
	7	α 7 5月29日(木)	試験後の特別講演：働き方の多様性	上田 純子
夏 ク オ ー タ ー	8	β 1 6月5日(木)	ワークルール⑤労働保険概論	太田 佳孝
	9	β 2 6月12日(木)	ワークルール⑥社会保険概論	萱原 しのぶ
	10	β 3 6月19日(木)	人事・労務コンサルティング②ワークライフバランス	荒 久美子
	11	β 4 6月26日(木)	人事・労務コンサルティング③ハラスメント等労働者保護対策	見付 季代子
	12	β 5 7月3日(木)	ワークルール⑦労働契約の終了	織田 京子
	13	β 6 7月10日(木)	人事・労務コンサルティング④社会保険編	前澤 光則
	14	β 7 7月17日(木)	試験後の特別講演：人事・労務コンサルティングの実際	大津 章敬

木曜日の4時限 (15:05~16:45)

※ 会員の皆様の中で個々の講義内容に関心を持たれ聴講を希望される方、来年度以降のゲストスピーカーを希望される方は、支援講座担当・曾布川副会長にメール (tetsusob@gmail.com) にてご連絡ください。



2024年度支援講座ゲストスピーカー
カリキュラムは2025年度と同じ

[上段左より] 曽布川哲也会員 (ガイダンスおよび α 3) / 木村辰幸会員 (α 1) / 笹井健司会員 (α 2および β 5) / 羽鳥智雄会員 (α 4) / 渡井保仁会員 (α 5) / 市村剛史会員 (α 6) / 上田純子会員 (α 7) / 太田佳孝会員 (β 1) / 萱原しのぶ会員 (β 2) / 荒久美子会員 (β 3) / 見付季代子会員 (β 4) / 前澤光則夫会員 (β 6) / 大津章敬会員 (β 7)



2024年12月21日(土)（「講演と懇親の夕べ」と同日）午後1時15分から、第12回・会員特別講演会（第8回・「支援講座」のゲストスピーカー（新規予定者）による講演会）をハイブリッド会議形式（来場＆リモート参加）で開催し、60名以上の会員の皆様のご参加のもと盛況裡に終了しました。

開催日：2024年12月21日(土)

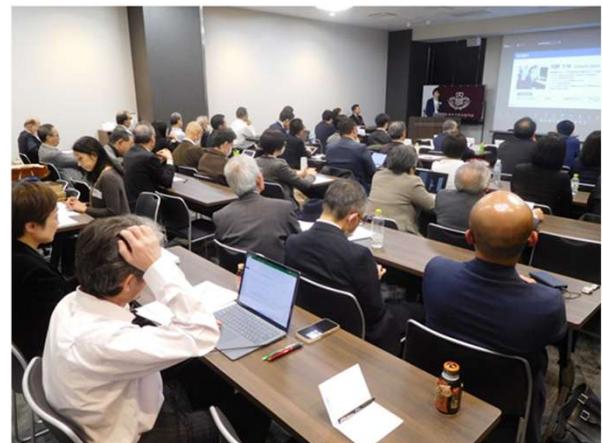
開催時間：13:15～14:45

講師/演題①：織田 京子 会員

「1号業務、2号業務について日々の
実務を通じて感じること」

講師/演題②：河野 千怜 会員

「スタートアップでよくある労務相談」



織田京子会員/
河野千怜会員



司会：
見付季代子
副幹事長
(右)

勉強会

第30回勉強会(冬の勉強会) 開催のご報告 2025年1月15日(土)

勉強会を2025年1月25日(土)にWEBオンライン開催しました。講師は渡辺栄英会員、テーマは「社齢者雇用一定年延長と継続雇用延長」でした。渡辺会員には、70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーとして豊富な経験をもとに、高齢者雇用についてわかりやすく解説していただきました。全国から約25名の会員が参加してオンライン聴講し、勉強会は盛況裡に終了しました。

【開催日時】2025年1月25日(土)
13:30～15:00

【開催方式】Zoom利用による
WEBオンライン開催

【講 師】渡辺 栄英 会員(神奈川会)
70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザー

【テ マ】「高齢者雇用－一定年延長と継続雇用延長」

【参加費】無料



2024稻門祭 & HOME COMING DAY 第20回参加

2024年10月20日（日）早大キャンパス

2024年10月20日（日）、「ホームカミングデー」が母校において開催され、社会保険労務士稻門会では例年どおり、本部キャンパス大隈銅像近くに「年金労務相談コーナー」を開設いたしました。2003年以来、通算20回目の参加となります（2020、2021年は新型コロナ蔓延防止のため、出店行事そのものが一律中止）。ボランティアで相談員・お手伝い等ご協力いただいた会員の皆さんにお礼申し上げます。





駆け出しの開業社労士とフリーランス新法

社会保険労務士稻門会

西尾 厚

(東京会)

昨年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス新法)は、基本的には経済法に属しますが、労働法パート(本法第三章「特定受託業務従事者の就業環境の整備」)も併せ持つため、どちらかというと、顧問先を想定しつつ労働法パートに目を向ける、という社労士が多いのではないでしょうか。

ただ、私のような駆け出しの開業社労士の場合、まずは、自らがフリーランス(本法の「特定受託事業者」)として本法によって保護される立場であることを自覚しつつ、経済法パート(第二章「特定受託事業者に係る取引の適正化」)に目を向けるのがよいでしょう。(*1)

特定受託事業者とは、業務委託の相手方である事業者であって、①個人であって、従業員を使用しないもの、または②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの、のいずれかに該当するものをいいます(第2条第1項)。開業登録したばかりでスタッフがない社労士も、当然、特定受託事業者=フリーランスです。

フリーランスとして本法に目を向けるならば、経済法パートの第3条(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)と第4条(報酬の支払期日等)の両規定は、特に重要です。両規定は、フリーランスが遭遇しがちな契約トラブル(*2)を未然に防ぐことを期待されて設置されたものだからです。

両規定の義務は発注者に課されるのですが、幸いにも社労士業務では、契約書類のドラフトを自前で用意する機会が多いようです。ならば、契約トラブルを未然に防ぐために、この機会を活かしてはいかがでしょうか。さほど難しいことではありません。前もって、ドラフトに、給付の内容や報酬の額、支払期日など所定の事項を、両規定に則って設定しておけばよいだけです。

駆け出しの開業社労士は、常にリソースが不足していますので、対応に時間も体力も削がれる契約トラブルの発生は、死活問題といえます。リスクを考えれば、口約束など論外。常に両規定に則ったドラフトを用意して、リスクの低減を図りたいものです。まずは、ご使用の契約書類のテンプレートを確認してみてはいかがでしょうか。

*1: 「2024社労士実態調査 調査結果(詳細版)」(全国社会保険労務士会連合会・社会保険労務士総合研究機構)によれば、個人事務所代表又は社労士法人の代表社員のうち、「あなたを含む事務所の規模(従業員総数)」が「1人」と回答した者の割合は56.4%です。実は、本稿は半数超の開業社労士に当てはまるものです。

*2: 「フリーランス白書2020」(フリーランス協会)によれば、フリーランスの半数近くが業務委託契約トラブルを経験したことがあると回答しています。トラブルが発生している取引の45.5%が口頭による契約締結であり、口約束の横行がトラブルを生じやすくしている、としています。ちなみにトラブルの原因の第1位は「報酬の支払が遅延される」(43.7%)です。

《プロフィール》

早稲田大学法学部出身(平成11年卒・国際経済法ゼミ)。大学卒業後、システム開発→青山学院大学法務研究科→資格予備校の教材制作→出版社のバックオフィス勤務を経て、第55回社会保険労務士試験に合格。令和6年8月、にしお社労士事務所を開業。

予告

第25回「定期総会」開催のお知らせ 2025年6月14日（土）

第25回定期総会を下記の通り開催致します。25周年記念講演会には、早稲田大学社会科学総合学術院教授で、2024年度から当会母校支援講座の担当教授になられた鈴木俊晴先生を講師にお迎えして、ご講演いただくことになりました。今回の定期総会および講演会はハイブリッド会議形式で行われ、会員の皆さまは全国どこからでも参加できます。多数のご参加をお待ちしております。

1 日 時：2025年6月14日（土）13:30～19:30

2 会 場：AP西新宿 4階Hルーム

所在地：新宿区西新宿7丁目2-4 新宿喜楓ビル（下図）

来場参加＆リモート参加（Zoom会議システム）のハイブリッド形式で開催

※ 詳しいリモート参加方法等については、ご登録いただいているメールアドレス宛に後日改めてご案内します（メールアドレスを未登録の方は、事務局の市村（TEL：03-5876-3147）まで）。

3 開催スケジュール：

■ 第1部 定期総会 13:30～14:30

- | | | |
|-----|------------------|---------------------|
| 議 題 | (1) 令和6年度事業報告 | (2) 令和6年度決算報告及び監査報告 |
| | (3) 令和7年度事業計画（案） | (4) 令和7年度予算（案） |
| | (5) 役員改選（案） | (6) その他 |

■ 新入会員 及び Zoom（会場外）参加の皆様のご紹介 14:30～15:00

■ 第2部 25周年記念講演会 15:00～17:00

写真：鈴木先生の×より

講 師：早稲田大学 社会科学総合学術院教授

鈴木 俊晴 先生

演 題：「さらに進む労働柔軟化政策の動向と
社労士の役割の変化」



■講師略歴

鈴木 俊晴（すずき・としはる）

東京大学文学部卒業、早稲田大学大学院法学研究科修了。博士（法学）。専門は労働法および雇用政策論。近年は、ギグワーク、プラットフォームワークなど、近未来の多様な働きかたに対する法的規制の在り方などを研究。内閣府・規制改革推進会議「人への投資ワーキンググループ」専門委員、東京都主催「労働法基礎セミナー」講師なども兼務。近年の主な著作として『注釈労働基準法・労働契約法』（有斐閣）、「労働判例百選〔第10版〕」（有斐閣）、「働く社会の変容と生活保障の法』（旬報社）、「戦後労働立法史」（旬報社）（いずれも共著）など。

■ 第3部 懇親会 17:30～19:30

会 場：AP西新宿内（5階Cルーム）（新宿区西新宿7丁目2-4 新宿喜楓ビル）

懇親会費：5,500円

（お支払いは今回よりWebツール「Peatix（ピーティックス）」にて事前に行っていただくこととします。詳細は追ってご案内申し上げます。）





林副会長が厚生労働大臣表彰を受彰

当会の林智子副会長（東京会）が令和6年度「社会保険労務士制度功労者厚生労働大臣表彰」を受彰されました。この表彰は、永年にわたり社会保険労務士として社会保険労務士制度の発展向上に寄与し、もって労働行政及び社会保険行政の推進に特に顕著な功績があった者に対して授与されるものです。おめでとうございます。

おめでとうございます

林智子会員が 令和6年度厚生労働大臣表彰を受彰

厚生労働省は令和6年11月25日に令和6年度「社会保険労務士制度功労者厚生労働大臣表彰」の受彰者を発表し、同年12月2日に林智子会員（連合会常任理事・東京会元副会長）が表彰されました。

この表彰は、永年にわたり社会保険労務士として社会保険労務士制度の発展向上に寄与し、もって労働行政及び社会保険行政の推進に特に顕著な功績があった者に対して授与されるものです。



林智子会員

『社労士TOKYO』
(東京都社会保険労務士会)
2025年1月号掲載

稻士会

初めての新年会を開催しました！ 2025年2月7日（金）

2025年2月7日（金）「稻士会」としては初めての新年会が開催されました（担当幹事会：行政書士会）。稻士会は、社会保険労務士・行政書士・司法書士・税理士・中小企業診断士の五士業稻門会からなり、毎年「定期総会」をはじめ、記念講演会、勉強会、懇親散策ツアーナどのイベントを催行し、会員として、また個々人としても互いに情報交換し、交流・親睦を深めています。社会保険労務士稻門会会員の皆様の積極的なご参加を歓迎いたします。

日時：2025年2月7日（金）
18:00～20:00

場所：神楽坂「八海山」

会費：5,500円



■当会ホームページ 随時更新しています！情報の確認に、また新入会員の勧誘にご利用ください！（「社労士稻門会」で検索、又は URL: <http://sr-waseda.net>）

■当会へのご入会を希望される方は、ホームページで当会会則をお読みになったうえで、「入会申込み」ページにて入会申込書をダウンロードし、必要事項をご入力してください。さらに、年会費（5,000円）をホームページ記載の指定の口座にお振り込みいただき、入力済みの入会申込書を、下記窓口までメールに添付してお送りください。

・入会申込受付窓口 : 社会保険労務士いちむら事務所 市村剛史（事務局担当）
【発行】社会保険労務士稻門会 メールアドレス：info@office-hci.jp

《事務局所在地》 〒171-0022 東京都豊島区南池袋 3-13-14
大南経営労務アドバイザリーオフィス内

TEL:03-3971-2152 FAX:03-5396-3802